

## 検討にあたっての視点

第3期生涯学習審議会答申「今後の生涯学習施策の進め方について」の中にまとめられている生涯学習の意義や生涯学習行政の使命について、改めて検討します。

以下の視点を踏まえ、議論をお願いします。

### ●全体に関わる基本的な視点

- ①2012年に生涯学習センターを設置し、社会教育行政→生涯学習行政へ転換
- ②企業やNPO、大学、他部署などさまざまな場所で学習に関する取組が行われている

### ●主なキーワード

- ・学習権の保障
- ・「人材育成」されるべき人材像
- ・タテ割り（市長部局と教育委員会）
- ・地域協働
- ・市民主体の学び

※「生涯学習」及び「社会教育」に関する法令

#### ○生涯学習○

〈教育基本法〉

第3条(生涯学習の理念)国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

#### ○社会教育○

〈社会教育法〉

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。